

元総社地区の人口

男 8,124 人 (-29)

女 8,322 人 (+3)

計 16,446 人 (-26)

世帯 8,370 世帯 (-37)

令和3年9月末現在

市民課調べ()内は前月比増減



かんぽう

元総社

館報元総社 通刊第 517 号

令和3年11月1日発行

編集発行 元総社公民館

/元総社市民サービスセンター

前橋市元総社町3-1-1

電話 027-251-2243

FAX 027-255-0361

前橋市ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

★【10月17日】歴史・文化ウォークが開催されました！

地域づくり協議会(歴史伝統部会)が主催するこの行事は、昨年度は新型コロナ禍直撃により中止となりましたが、今年度は「大友と元総社ゆかりの書聖「角田無幻」」をテーマに開催でき「参加者と部会員計45名」が楽しみました。

大友町公民館を使つての最初の講演では、元総社地区歴史を学ぶ会の小野澤利智会長が、①今回のテーマ設定のきっかけとなった角田無幻さんの筆による「漢詩(飲中八仙歌)」をどうやって読み解いていったのか、②「漢詩の内容(中国の唐の時代の都(長安)で酒仙(酒豪)と呼ばれた李白など8人をユーモラスに描いた七言古詩)の糸開き」、③無幻さんの人間性に触れることができる「こぼれ話」、④文字の書体の変遷などについて、私たちがイメージしやすいよう説明くださいました。

その後、2班に分かれ、巡る順路を変え、「角田無幻にゆかりの深い長見寺の本堂」と、「村の氏神様、鎮守様として大切にされてきた大友神社の社殿」を拝観させていただきました。特に、長見寺では、無幻さんの筆による漢詩(飲中八仙歌)や掛け軸などを間近に見ることができただけでなく、駆けつけてくれた無幻生誕の寺のご当主(二戸正一氏)による説明も受けることができました。



〈小野澤先生のご講演〉



〈長見寺(角田無幻筆による漢詩の説明)〉



〈大友神社(鳥居前での説明)〉

因みに、元総社のかかるたに登場する寺社の中で、角田無幻の筆字による道祖神をみることは、「宮鍋神社(3区)」と「菅原神社(下石倉)」だけでなく、「長見寺(大友町)」と「御霊神社(3区)」を含めた4か所だということも、この時いただいたリーフレットにより気づきました。



地域で活躍する団体を紹介します！ —元総社地区青少年育成推進委員会(篠崎健二会長)—



会は、青少年の健全育成保護、環境美化、非行防止を目的に、平成18年4月に発足。事務局は公民館にあり、現在会員は16名です。

具体的には①各学校との(情報交換・行事参加を通じての)連携強化活動、②パトロールによる(安心安全な環境の確保と、登下校時の生徒に対する)見守り声かけ活動、③各種地区行事に関与して、子供とのふれあいや世代間交流を支援する活動を行っています。

～篠崎会長からのメッセージ～

青少年の健全育成保護の活動というやりがいのあるボランティアです。仕事を持ちながら活動するものも多く、人材不足なので、協力して貰える人を求めています。

今月の
主な
お知らせ

- 1ページ 歴史・文化ウォーク開催されました／元総社地区青少年育成推進委員会
- 2ページ 初めてのスマホ教室開催／元総社町10区町の社協設立／かえるっ子再開
- 3ページ 図書館分館だより・分館からおすすめの本／もとそうじゃフクロウ通信6
- 4ページ 文化・作品展示会延期／リサイクル庫の利用／マイナンバーカード出張申請



館報QRコード

これは簡単！これで安心！ 『初めてのスマホ教室（体験編）』を開催します！

スマートフォンを買ってはみたけど使い方がよくわからない、これから買おうと思っているけど便利なの？などスマートフォン操作に不安をお持ちの方に朗報です！スマホ体験教室を開催いたします。

スマホをお持ちでなくても大丈夫！実際に機器を使用しながら講師の先生が丁寧に教えてくれます。みなさんお気軽にお申し込みください。

日時 12月9日（木）午後2時～4時

場所 元総社公民館（市民サービスセンター）視聴覚室

定員 15名（先着順）

講師 スマートフォンアドバイザー（ソフトバンク株式会社）

参加費 無料

募集期間 11月5日（金）～12月3日（金）定員になり次第締め切らせていただきます。

申込み 元総社公民館（市民サービスセンター）へ電話または直接窓口で直接お申し込みください。

問合せ 元総社公民館（市民サービスセンター）電話 027-251-2243

持ち物 マスク、筆記用具

※スマートフォンは貸し出しをいたします。



「元総社地区社会福祉協議会」よりお知らせ 支え合いのまちづくり＜生活支援体制整備事業＞について

○元総社町10区が、社会福祉協議会（町社協）を設立しました！

10月8日（金）、元総社町10区自治会は、10区住民による地域福祉活動（支え合い活動）の推進を目的とした「前橋市元総社町10区社会福祉協議会」の設立総会を開催し、全会一致で承認されました。（町社協の会長は野本副自治会長、構成員は自治会三役、民生委員児童委員、保健推進員、子供会会長、老人会会長など）

既存の「いなばふれあいサロン」の活動を基盤に、まずは介護予防を目的とした「チャレンジウォーキング」を開催。見守り活動にも取り組んでいくとのことです。

同会の世話役である水野自治会長は、「身近な地域における、ちょっとした困りごとを解決するため、できる人が、できることを、できる時にできる町づくりをしていきたい。」と話されていました。

○生活支援体制整備事業とは？

今後さらなる少子高齢化の進行が予想される状況に対して、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築が全国的に推進されています。

この「地域包括ケアシステム」の柱の一つである、健康の維持（自助・介護予防）と、互いに支え合う地域の構築（互助・生活支援）を目指して地域住民が主体となり、地域資源や困りごとを把握・整理し、地域課題の解決に向けて話し合いながら、支え合い活動を推進できる組織・人材の育成を進める事業が“生活支援体制整備事業”です。

現在、前橋市・前橋市社会福祉協議会と地域包括支援センターがコーディネートチームとなり、元総社地区社会福祉協議会とともに各町自治会や関係団体と連携を取り、事業の推進に向けた会議や研修会を行っています。

令和3年度は、元総社の各地区において、事業説明会を開催する予定です。



10区社会福祉協議会のみなさん

【子育てサロン かえるっ子】10月より再開しています！

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中断していました子育てサロン「かえるっ子」が10月より再開しています。『お子さんとママのお友達作りに』『ママの気分転換に』楽しいおしゃべりを通して、一緒に子育ての悩みを解消しましょう。親子でお気軽にお越しください。

☆開催日 毎月第3木曜日 午前10時から11時30分

11月18日（身体測定は中止）、12月16日（ミニクリスマス会）、1月20日（節分）、2月17日（ひなまつり）、3月17日 ※事前予約・参加費は不要です。

☆会場 元総社市民サービスセンター（公民館）和室

☆問い合わせ 元総社市民サービスセンター（公民館）電話 027-251-2243

※開催状況については、お電話や窓口にてご確認ください。



図書館分館だより

前橋市立図書館 元総社分館 電話 027-253-7373(元総社公民館 西側)
開館時間 平日 10時～18時／土日祝日 10時～17時(月曜休館)

● 11月の休館日 11月1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)
3日・23日の祝日は10時～17時 開館

【新刊案内】 10月21日～11月20日に受入分の一部です

◎一般書 「徳光流生き当たりばったり」徳光和夫／「乗り鉄」教授のとことん鉄道旅」宮村一夫
「6歳までの子育て大全」沢井佳子／「至福のチーズレシピ」若山曜子／「万年筆画の教科書」古山浩一
「仲野教授の笑う門には病なし！」仲野徹／「黄昏公園におかえり」藍澤李色／「とにもかくにもごはん」小野寺史宜
「透明な螺旋」東野圭吾／「逆玉に明日はない」楡周平
◎児童書・絵本 「古典がおいしい！平安時代のスイーツ」前川佳代
「春夏秋冬 365daysおしゃれコーデ BOOK」朝日新聞出版
「東大松丸式名探偵コナンサトキ事件ファイル」青山剛昌／「ふしぎ文房具店の八雲さん」小川慧
「めしつかい猫と運命の宝石」あんびるやすこ／「いちにちだじやれ(PHP にこにこえほん)」ふくべあきひろ
「おべんとうバスのかくれんぼ」真珠まりこ／「だんごむしコロコロ」海野あした
「としょかんはどこへ？」ジョシュ・ファンク／「ねむたくないせんじん」ナカオマサトシ



二次元バーコードを↑
携帯・スマホで読み取り、
図書館ホームページへ
(蔵書検索できます)

図書館元総社分館より おすすめの本

「ディズニー映画の世界を旅する」JTBパブリッシング

「アナと雪の女王」のエルザが作り上げた氷の宮殿、
「美女と野獣」のベルが暮らす美しい村…ディズニー映画の面影を漂わせる世界の街やお城や大自
然を映画の名シーンとともに紹介します。映画を観た人も、観ていない人も素敵な景色に癒されてくだ
さい！

「パンとスープとネコ日和」 群 ようこ

母を突然失くしたアキコは、永年勤めていた出版社を辞め、母が経営していた食堂を改装して
再オープンさせた。安心できる食材を使い、手間暇をかけるのがアキコのこだわりだ。そんな
彼女の元にネコのたろがやってきて…。お仕事をされている方は共感できる、猫好きの方にも
おすすめです。



元総社少年教室より

もとそうじゃフクロウ通信～その6

こんにちは！前橋市地域おこし協力隊の川島です。

今回のテーマ『フクロウは何を食べるの？“飼育編”』を、前号に引き続き
あかぎふくろう一家の食いしん坊アニ(右)とシカ(中央)に、キンメフクロウの
マダム(左)も加わった3羽のごはんタイムよりお届けします！

さて、夢中で食べているお肉の中身は？というと…ヒヨコとウズラです！

あかぎふくろう一家では、体の大きさに合わせて一口大にカットしたものを与えています。いずれも猛禽類用の冷
凍エサで、羽の抜け替わり時期や体調により栄養価の高いマウスやサプリメントを使うこともあります。



大切なことは、“血抜きをしていないお肉を毛・骨・内臓含めて与えること”。全ての
の栄養をお肉から摂取しているフクロウ達にとって、私たちが普段食べるスーパ
ーのお肉では栄養不足になってしまいます。エサの入手場所が限られていたり
高価な場合もあるので、フクロウを飼育する時には前にはよく考えなくてはいいけ
ない大きなポイントのひとつです。

さて、次回も引き続き飼育されているフクロウのごはんの話題から、「フクロウ
は1日何回食べるの？」をお届けします。どうぞお楽しみに！



フクロウに関する質問がありましたら

※猛禽類(もうきんるい): 小動物を捕って食べる鳥～フクロウはこれです。

d410217@city.maebashi.gunma.jp まで

元総社地区文化・作品展示会は1月に延期になりました！

延期

10月30日(土)、31日(日)に開催予定をしていました元総社地区文化・作品展示会は1月8日(土)1月9日(日)に延期となりました。開催を楽しみにお待ちいただいていたみなさん、今しばらくお待ちくださいませ！

日時 令和4年1月8日(土)午前9時～午後4時

令和4年1月9日(日)午前9時～午後3時

場所 元総社市民サービスセンター(公民館)



もう少し
待ってね

リサイクル庫は開いている時間が決まっています！正しく利用しましょう

場所	出せるもの／出し方	平日	土日・祝日
公民館の屋外 駐車場南側 	古着(着られるもの) 袋に詰めてください 	新聞、古紙、段ボール ひもで十字に結ぶ 段ボールは必ず平たく 畳んで下さい 	8時30分～ 17時15分
			10時～ 17時

11月12日(金)～25日(木)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！



配偶者などから女性に対する暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクハラなどの女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するとともに決して許されない行為です。ひとりで悩まないでまずは相談を！
相談先＝DV電話相談(平日9:00～17:00) 027-898-6524

【市民サービスセンターでマイナンバーカード出張申請実施します】

マイナンバーカードの普及を図るため、担当職員が市民サービスセンターに出張して、マイナンバーカード申請受付等を行います。また、マイナンバーカードを活用したサービスであるマイタクについても申請受付を行います。

○実施施設：各市民サービスセンター、城南支所

：元総社市民サービスセンターは、令和3年11月9日(火)、10日(水)です

○時間：10時～16時

○業務内容：マイナンバーカード申請受付・マイタク申請受付

◎必要書類 ①通知カード ②本人確認書類(顔写真付き)

●顔写真付き身分証明書(運転免許証、運転経歴証明書など)は、1点

●上記のものがない方は、健康保険証・年金手帳・介護保険被保険者証、福祉医療費受給者資格証、顔写真付きの学生証などを2点持参してください。※15歳未満の方は親の本人確認も行います。

★令和4年4月から、マイタクの利用方法がマイナンバーカードのみとなります！

現在紙の利用券をお使いいただいている方は、マイナンバーカード利用へ切り替えが

必要です。マイナンバーカードの取得には申請から2～3か月お時間がかかります。

今回の出張申請をご活用いただき、年内を目途に早めのお手続きをお願いいたします。

【問い合わせ先】 ●マイナンバーカードは 市民課マイナンバー係 電話：027-898-6101

●マイタクについては 交通政策課 電話：027-898-5844



【同和問題】～人権啓発リーフレット『やさしい心』



日本社会の歴史的過程で敷かれた身分制度により、低い身分に置かれた人々が強制的に住まわされた所が同和地区(部落差別)となりました。結婚や就職において「生まれ」を理由に差別されるという我が国固有の重大な人権問題です。この問題に対し、平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。市民一人ひとりが同和問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すことが必要です。